

結での身体拘束の適正化のための指針

【基本的な考え方】

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。当事業所では障害の有無に関わらず、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

【やむを得ず身体拘束を行うときの留意点】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 第44条」には、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。とあります。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

- ① 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

【やむを得ず身体拘束を行うときの手続き】

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載 やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。また、必要に応じて相談支援専門員の同席も検討します。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。
- ② 本人・家族への十分な説明 身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

③ 行政への相談、報告 行動制限・身体拘束する場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ることも重要です。行動障害のある利用者支援の中で、事業所で様々な問題を事業所で抱え込んでしまうことがあります。事業所で抱え込まないで、関係する機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得ることができます。行政に相談・報告することで、支援困難な事例に取り組んでいる実態を行政も把握できることとなります。また行動改善の取り組みの進捗についても定期的に報告することで、組織的な行動改善に向けた計画的に取り組みの推進を図ることに繋がります。

④ 必要な事項の記録 また、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では、以下のように定められているため、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反に問われる場合があります。

⑤ 身体拘束廃止未実施減算 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項として、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること及び従業者に対し研修を定期的に実施することが追加されました。これらを満たしていない場合にも、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。また、身体拘束廃止未実施減算の対象には、訪問系サービスが追加されています。

【虐待防止委員会における身体拘束適正化検討委員会に関する事項】

虐待防止委員会内に身体拘束適正化検討委員会を設置します。

(設置目的)

- ・身体拘束の廃止および適正化に向けた現状把握と取組状況の確認。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等を行った場合の振り返り
- ・身体拘束適正化に関する職員研修の実施

(委員会の構成員)

- ・事業責任者 ・児童発達支援管理責任者 ・保育士及び児童指導員

(委員会の開催)

- ・年1回開催 ・必要時は随時開催

(身体拘束等の適正化のための職員研修)

支援に関わるすべての職員に対して、当事業所の職員の行動指針に基づき、身体拘束の廃止及び適正化と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- ② 新任者に対する虐待防止(身体拘束適正化)研修の実施

③ その他外部研修などの活用

(事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策)

身体拘束等の事案については、すべての職員が速やかに把握するために臨時の委員会を開催する。但し、勤務状況などを考慮しすべての職員の参加は待たないものとします。

(身体拘束等発生時の対応)

利用児童の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① 個別支援計画への記載

利用希望のお子さんで身体拘束が必要となる可能性がある場合には、保護者と相談の上、必要事項を個別支援計画に記載する。

記載に当たっては、利用者本人や家族に対する説明 身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めるようにします。

② 委員会の実施 緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催して

1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。

また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施についての相談を行う。

身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。

③ 記録記録様式を用いて、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由その他必要事項を記録する。身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように利用者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断するよう努めます。

(利用者等に対する当該指針の開示)

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、事業所内への掲示及び保護者会などでの説明に努めます。

(身体拘束の共通認識)

当事業所では身体拘束等をしない支援を提供していくために、支援に関わるすべての職員が共通認識をもち、利用児童や保護者の立場に立ち、拘束をしない支援に取り組みます。

(附 則)

この指針は、令和4年4月1日より施行する。